

令和7年度 南区小学校開放利用団体登録について

1 利用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(夏季休業中：8月9日～17日、年末年始12月27日～1月4日を除く)

※学校行事、工事、災害時の対応等で利用中止をお願いする場合がありますのでご了承ください。

2 小学校の利用団体について

(1) 利用団体の条件は以下のとおりです。

①10名以上のメンバーで構成され、原則として小学校区に居住・勤務・通学する者であること。

②営利を目的としないこと。

※営利とは、指導者及び主催者が会員からの会費・謝金などにより生計の全部もしくは一部を立てていることを指します。

(2) 小学校の学校開放は自主運営を行っているため、各団体は利用する小学校の「学校開放運営委員会」に加入し、「調整会議」への出席が義務付けられます。

(3) 校区及び地区のスポーツ振興会主催事業への積極的なご参加、ご協力をお願いいたします。

3 申請書の記入上の注意

「団体登録（変更）申請書」※記入漏れがある場合は受付できません。

①両面とも全ての項目を正確に記入してください。(令和7年度 学校開放利用の手引き参照)

②事務連絡者（代表者の兼務可）は常時連絡の取れる方にしてください。また、団体登録申請書の提出と同時に、「令和7年度 新潟市学校開放事務連絡者メール」の登録を行ってください。

③メールを登録したら、団体登録申請書の左下にチェック☑を入れてください。登録を行っていない場合は、受付できません。

④代表者、事務連絡者を含む4名の方（16歳以上のみ）は、住所・電話番号・勤務先等を必ず記入してください。

⑤小中高生だけで構成されている団体は、利用時に同行できる代表者、事務連絡者として、保護者もしくは指導者を登録してください。

⑥希望の曜日と時間を記入してください。

※原則として、1回の利用時間は2時間単位になります。

4 申請書の提出について

(1) 提出方法

【新規団体】

持参もしくは郵送、メールで南区役所地域総務課（南区役所3階）へ提出してください。

【令和6年度からの継続利用団体】

南区役所地域総務課、白根カルチャーセンター、各地域生活センター、味方出張所、月潟出張所のいずれかへ提出してください。

※提出された書類に不備があった時は、再度提出していただくことがあります。また、FAXでは受けません。

(2) 提出期間 令和7年1月6日（月）～17日（金）**必着** 午後5時30分まで

5 利用日等の決定について

利用できる曜日・時間は調整会議で決定します。

※新規団体には、地域総務課から調整会議の日程を事務連絡者に連絡いたします。

6 問い合わせ先

〒950-1292 新潟市南区白根1235番地

新潟市南区役所地域総務課 文化・スポーツグループ

電話：025-372-6604 E-mail：chiikisomu.s@city.niigata.lg.jp

令和7年度 南区中学校開放利用団体登録について

1 利用期間

令7年4月1日～令和8年3月31日

(夏季休業中：8月9日～17日、年末年始：12月27日～1月4日を除く)

※学校行事、工事、災害時の対応等で利用中止をお願いする場合がありますのでご了承ください。

2 中学校の利用団体について

利用団体の条件は以下のとおりです。

①10名以上のメンバーで構成され、新潟市に居住・勤務・通学する者であること。

②原則として屋内種目であること。(フットサルの場合は学校長の許可が必要)

③営利を目的としないこと。

※営利とは、指導者及び主催者が会員からの会費・謝金などにより生計の全部もしくは一部を立てていることを指します。

3 利用手続きについて

原則オンライン申請システム e-NIIGATA による申請となります。下記二次元コードより登録をしてください。ただし、事務連絡者(代表者の兼務可)にインターネット環境がなく、

手続きができない場合に限り書類による申請を可とします。

詳しくはお問い合わせください。

申請期間：令和7年1月6日(月)～令和7年1月17日(金)

午後5時30分まで



オンライン申請システム

e-NIIGATA

4 利用日等の決定について

提出された書類に基づき調整し決定いたします。学校別利用可能施設・団体数は次表のとおりです。

※申請の重複がある場合は、抽選により決定いたします。抽選会を開催するときは、対象となる団体に事務局から連絡いたします。本人確認のために身分証明書をご持参ください。

【学校別利用可能施設・団体数】

体育館は、一面でなく半面利用となります。「2」は、2団体利用可能であることを表示しています。

【開放学校・時間】白南、19:00～21:30 / 白根第一、白根北、味方、月潟 19:00～22:00

(開放時間内の2時間利用可能)

学校名	施設	月	火	水	木	金	土	日	備考
白南	体育館	2	2	2	2	2	2	/	・野球、フットサルは不可。 ・テニスは2面の利用
	武道場	1	1	1	1	1	1	/	
白根第一	体育館	2	2	2	2	2	2	2	・フットサル不可 ・テニスは2面の利用
	武道場	1	1	1	1	1	1	1	
臼井	/	/	/	/	/	/	/	/	臨時解放のみ。
白根北	体育館	2	2	2	2	2	2	2	・テニスは2面の利用
	武道場	1	1	1	1	1	1	1	
味方	体育館	2	2	2	2	2	2	2	・テニス、フットサル不可
	武道場	1	1	1	1	1	1	1	
月潟	体育館	2	2	2	2	2	2	2	・フットサル不可 ※日曜日は体育館、 ・テニスは2面の利用 武道場ともに地域
	武道場	1	1	1	1	1	1	1	

5 その他

南区以外の学校開放利用については、学校所管の区役所担当課へお問い合わせください。

6 問い合わせ先

〒950-1292 新潟市南区白根1235番地

新潟市南区役所地域総務課 文化・スポーツグループ

電話：025-372-6604 E-mail：chiikisomu.s@city.niigata.lg.jp